

第5回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

7月7日(木)午後1時30分から午後3時

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

青木富士彦(釧路町役場) 飴 定雄(釧路市連合町内会) 安藤正治(NHK釧路放送局) 津田鉄子(釧路家庭生活カウンセラークラブ)
富樫利弘(釧路市民生委員児童委員協議会) 中園桐代(釧路公立大学)
福岡定吉(釧路弁護士会) 藤井明人(市立釧路総合病院) 藤田信宏(釧路地方検察庁) 片田信宏(釧路家庭裁判所)

(2) 説明者

小池信行(所長) 空井克憲(事務局長) 杉本正則(事務局長)
塩澤勝夫(首席家裁調査官) 加藤 豊(家裁首席書記官) 小路法雄(事務局次長)

(3) 庶務

三上泰仁(総務課長) 安藤正樹(総務課長) 菅原 克(総務課課長補佐)

4 議事

(1) 新任委員の紹介

新たに委員に委嘱された片田信宏氏(釧路家庭裁判所)、藤田信宏氏(釧路地方検察庁)及び安藤正治氏(NHK釧路放送局)を福岡委員長が紹介し、新任委員がそれぞれ次のとおり挨拶をした。

片田信宏氏(釧路家庭裁判所)委員会規則4条4号委員

「前任の河原委員の後任として4月1日付けで新たに委嘱されました釧路家庭裁判所裁判官の片田信宏です。家庭裁判所では主に離婚などの人事訴訟事件を担当しています。地裁では民事部総括裁判官をしております。昨年までは、説明者席で皆様の御意見を伺っておりました。家庭裁判所では、昨年4月から人事訴訟事件が地裁から家裁に移管されたり、専門家ではない一般の人にその良識を訴訟に反映させていただこうということで参与員が人事訴訟に立ち会う制度もできたりといろいろ改正がなされております。身近な家庭裁判所を目指すという事は重要なことですので、今後とも皆様の御意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。」

藤田信宏氏(釧路地方検察庁)委員会規則4条3号委員

「前任の會田委員の後任として4月8日付けで新たに委嘱されました釧路地方検察庁次席検事の藤田信宏です。今年の4月に赴任してきました。北海道は初めてで、これまでは主に関西、九州など西方面での勤務がほとんどでありました。今回初めての参加でまだこれまでの経緯等把握しておりませんが、いろいろ教えていただきながら参加させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。」

安藤正治氏(NHK釧路放送局)委員会規則4条1号委員

「前任の川澄委員の後任として6月14日付けで新たに委嘱されましたNHK釧路放送局長の安藤正治です。釧路勤務は3度目になります。ここに赴任する前は、東京でデジタル放送の企画や準備等の仕事をしておりました。元々記者出身でして、札幌勤務時代には司法記者も2年ほど経験しましたが、裁判所のこともあまりよく分かっていませんし、これまでのこの委員会の経緯も引き継いでいない部分もありますので、勉強しながらやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。」

(2) 委員長代理指名

河原委員の転任により委員長代理が不在となっていることから、福岡委員長が片田委員を委員長代理に指名し、全員一致で承認された。

(3) 議題について

委員長： 本日の協議テーマは、前回の第4回委員会で裁判所側から当委員会に対し、次の3つの事項につき求意見がなされ、それらについて意見交換することとする。

「家庭裁判所からの情報発信について」、「社会資源の活用について」、「被害者に対する対応について」

なお、前回からの期間も空いているし、今回新たに出席した委員もいることから求意見の内容について、再度、裁判所側から説明してもらい、その後、意見交換を行いたい。」

塩澤首席家裁調査官が説明した要旨は次のとおり。

家庭裁判所からの情報発信について

「家庭裁判所として、少年事件で一番大切にしているのは、健全育成と早期発見、早期治療である。少年事件処理手続について正しく理解していただくための方策を伺いたいということであった。この求意見の要旨は、家庭裁判所の理念について、これまで家庭裁判所が説明したり、伝えたりする際に、工夫が足りなかったのではないかと、という反省を踏まえながら、どう工夫をすることが、家庭裁判所からの情報発信として効果的であるのかということ。」

更に、子育ての問題等については、家庭裁判所が蓄積してきた家庭に関する知識について、どのように国民に対し、情報を発信していくべきかということである。これについては、家庭裁判所の実務、特に少年事件においては、親子関係について常に精査しており、心理学的、社会的及び法律学的にも実務に生かせる研究を行ってきている。これらの研究結果は、主に裁判所内部で報告されており、時折、関係機関の合同研究会や学会に出席して発表したり、執筆したりすることもあるが、ごく少数にすぎなかった。また、これまでも講師派遣依頼等に応じて、関係機関やその職員等に対して講演を行ってきたりもしたが、これまで以上に、家庭裁判所が蓄積してきた家庭に関する知識等を広く国民に知ってもらい役立たせてもらうための方策として、どのような方法があるのかなどについて伺いたいということであった。」

社会資源の活用について

「補導委託先として、ふさわしい方がいれば、御紹介いただきたいという点と、少年たちの健全育成や社会復帰を図るために、地域で活躍されているサポートチーム等への働きかけが重要であるが、どのような働きかけが適切であるのかなどについて伺いたいということであった。」